答 申 情 第 ３ ４ 号
平成２５年１０月１５日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長　　佐 伯　　彰 洋
（事務局　総合企画局情報化推進室情報管理担当）

京都市情報公開条例第１７条第１項の規定に基づく諮問について（答申）

平成２５年５月１４日付け中福支第６７号をもって諮問のありました下記のことについて，別紙のとおり答申します。

記

保育所全件リストの公文書一部公開決定についての異議申立てに対する決定
（諮問情第６１号）

（別紙）

１　審査会の結論

実施機関が非公開とした合計調定額については，公開すべきである。

２　異議申立ての経過

⑴　異議申立人は，平成２５年２月１８日に，実施機関に対して，京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第６条第１項の規定により，次の内容の公文書公開請求をした。

①　中京区福祉事務所の「京都市保育所の入所円滑化対策実施要綱とその「要領」の適応に関する考え方が分かるもの。特に，「京都市保育所の入所円滑化対策実施要領」第４条：「定員を超えて保育の実施を行う場合は，地域において年度途中及び次年度の保育所入所（新規入所を含む）の受入体制を整えることとする。特に次の各号に掲げる緊急に入所する必要のある児童の年度途中の受入れについては十分に配慮すること。（４）：「保護者の育児休業の終了」「…保育所の延床面積が児童１当たり 4.5 平方メートルを下回らないこと」に関してとします。

②　中京区の保育所それぞれの全件リストと対応する合計調定額の分かるもの。
ただし，平成２１年度から平成２３年度分で，それぞれの４月分のみ

③　中京区福祉事務所の「京都市保育の実施に関する要綱」に規定されている選考基準の「３　その他世帯状況」の項目である「世帯収入」に関する考え方の分かるもの。

⑵　実施機関は，請求内容のうち①及び③については，請求に係る公文書を作成していないため，不存在による非公開決定をし，請求内容のうち②については，「保育所全件リスト（ただし，中京区全保育所の平成２１～２３年度各年度４月分）」を特定し，そのうち「入所児童及び保護者の氏名，住所，基本税額，基本保育料等及び合計調定額」の部分の公開をせず，その他の部分を公開するとの公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）をし，平成２５年３月８日付けで，その旨及びその理由を次のとおり異議申立人に通知した。

ア　入所児童及び保護者の氏名，住所，基本税額及び基本保育料等については，公開することにより，当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。
（条例第７条第１号に該当）

イ　合計調定額は，当該保育所入所児童の世帯の基本保育料額を合計したものである。基本保育料は，世帯の基本税額から決定されるため，合計調定額を入所児童数で割り戻すことにより，当該保育所入所世帯の基本税額の水準が判明することとなる。したがって，合計調定額については，公開することにより，他の保育所の当該情報との比較を通して，保育所の序列化がされるおそれがあり，今後の本市が行う保育所入所事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。　（条例第７条第６号に該当）

⑶　異議申立人は，平成２５年４月１７日に，本件処分を不服として，行政不服審査法第６条の規定による異議申立てをした。

３　異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は，本件処分のうち，「合計調定額」を非公開とした部分の取消しを求めるというものである。

４　実施機関の主張

公文書一部公開決定通知書，理由説明書及び審査会での職員の説明によると，実施機関の主張は，おおむね次のとおりであると認められる。

⑴　保育所全件リストについて

保育所全件リストは，保育所ごとに作成しており，児童氏名（カナ），保護者名，生年月日，入所日，退所予定日，開始・終了時間，基本税額，階層，基本保育料，納入義務者，口座名義人，口座番号，住所，合計件数，合計調定額，口座件数等を表したものである。

保育所全件リストは，毎月出力し，主として入所児童及び退所児童の確認，保育所運営費の配当のための入所児童数のチェック等の確認に使用している。

⑵　条例第７条第６号該当性について

ア　保育料は，各世帯から提出された源泉徴収票，確定申告書の控え，市民税課税証明書等の資料から，世帯の基本税額（住宅取得控除等をする前の所得税額の世帯の合算額）を算出し，京都市保育所保育料徴収基準表に基づき決定している。

合計調定額は，個々の入所児童世帯に対する基本保育料額の保育所ごとの合計額である。

イ　合計調定額は，入所児童数で割り戻すことにより，当該保育所入所世帯の基本税額の水準が分かることとなる。保育料の算定基準となる基本税額の算定のもとになるものが所得であることは一般的に認知されており，税額が所得に比例することもまた周知されているところである。

なお，同一保育所に，世帯から複数の子どもが入所している現状は，どの保育所においても等しく見られるものであり，保育所ごとの差はないと考えるのが自然であることから，それによって導かれる結論に差異はない。

現状の保育所入所事務において，特定の保育所に対する入所希望が集中する状況や，特定の保育所への入所に固執するなど，入所調整が困難な状況が多々見受けられる。

合計調定額を公開することにより，他の保育所の当該情報との比較を通して，保育

所の序列化につながり，このような傾向にますます拍車がかかるおそれがあり，保育所入所事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また，基本税額の水準が低い世帯が多く入所する保育所や地域が間接的に推測されることによって，特定の地域に対する偏見や差別を助長することにつながるおそれもある。

なお，異議申立人は，「合計調定額は単純に統計的な情報であるべきと思われる。御池保育所のような施設に対して，１６０人以上が入所している児童の世帯の「基本税額の水準」とは，それぞれの世帯の所得に導かれる情報ではないから，個人情報に該当しない。」と主張するが，合計調定額を非公開としたのは，上記のとおり，個人情報に当たることを理由としたものではない。

５　異議申立人の主張

異議申立書及び意見書によると，異議申立人の主張は，おおむね次のとおりである。

⑴　保育所の調定額を保育所の入所児童数で割って世帯の平均所得に導くからその平均の所得の値を利用して，他の情報と併せて個人を特定できるという主張は妥当ではない。

１６０人以上の入所している児童の世帯の「基本税額の水準」とは，それぞれの世帯の所得に導かれる情報ではないから，個人情報に該当しない。

⑵　保育所の入所世帯の正確な平均所得を計算できたとしても，その情報を利用して個人を特定するために必要とする精密さがある根拠がない。

⑶　複数の児童を同じ保育所に入所させている世帯は少なくない。その場合には，同じ世帯の所得に基づいて複数の保育料が支払われている状態であるから，その状況は調定額に反映される。要するに，調定額を入所児童数で割って正確にそれぞれの世帯の平均所得を導くということにも問題がある。それに，入所している児童の世帯の所得自体には，大幅の差異がある世帯も存在するという推測も可能である。

調定額を入所児童数で割り得た値には誤差があるために，該当保育所に入所している全ての世帯の正確な平均所得を反映する根拠ではない。

⑷　調定額は，単純な統計的なデータに過ぎない。京都市の一番調定額が高いか低いかということを知り得るが，個人を特定するに当たって役に立つ情報であるという主張に証拠がない。

6　審査会の判断

当審査会は,実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し,次のとおり判断する。

⑴　保育所全件リストについて

保育所全件リストは，保育所ごとに作成され，個々の入所児童に係る氏名（カナ），保護者名，生年月日，入所日，退所予定日，開始・終了時間，基本税額，基本階層，基本保育料，納入義務者，口座名義人，口座番号及び住所，当該保育所に係る合計件数，合計調定額及び口座振替件数等で構成されていることが認められる。

このうち，異議申立人は，実施機関が合計調定額を非公開とした点について異議を申し立てている。

⑵　条例第７条第６号該当性について

ア　まず，実施機関は，合計調定額を入所児童数で割り戻すことにより，当該保育所入所世帯の基本税額の水準が分かることとなるとし，これに対し，異議申立人は，複数の児童を同じ保育所に入所させている世帯は少なくなく，その場合には，同じ世帯の所得に基づいて複数の保育料が支払われており，その状況は合計調定額に反映されることから，合計調定額を入所児童数で割り戻したとしても，正確にそれぞれの世帯の平均所得を導くということにはならないと主張する。

イ　確かに，異議申立人の主張するように，保育料は世帯の基本税額だけでなく世帯の入所児童数を含む幾つかの要素に基づいて決定されている。具体的には，実施機関が理由説明書に添付した「京都市保育所保育料徴収基準表」によると，保育料は世帯の基本税額，児童の年齢区分，世帯の入所児童数及び保育時間の４つが算出の基準となっている。

当審査会としては，当該基準表を検討した結果，これらの４つの項目のうち，保育料の決定における最も重要な要素は世帯の基本税額であると判断でき，合計調定額は保育所ごとの保育料の合計であることから，合計調定額を入所児童数で割り戻すことによって当該保育所入所世帯の基本税額の水準が分かるとする実施機関の主張はおおむね妥当なものであると考える。

ウ　次に，実施機関は，保育所入所世帯の基本税額の水準が分かることにより，保育所の序列化につながり，特定の保育所への入所に固執するなどの傾向にますます拍車が掛かり，保育所入所事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり，また，特定の地域に対する偏見や差別を助長することにつながるおそれもあると主張する。

エ　この点について異議申立人から特に主張はないが，実施機関に対し，中京区における保育所入所の実情について確認したところ，次のとおりであった。

中京区においては，既に立地条件や交通の利便性などから入所希望が集中している保育所が存在し，一般には当該保育所の入所世帯は所得水準が高いと思われている。

また，中京区においては，各保育所における一人当たりの調定額の差は最大２倍弱程度である。

オ　以上の説明によれば，本件処分の対象である中京区においては，合計調定額が公開されても，その内容は既に一般に想定されているであろう内容と大きく異なることはないと考えられ，実施機関が主張する保育所の序列化につながり，特定の保育所への入所に固執するなどの傾向にますます拍車が掛かる等の事態が生じる可能性は，必ずしも高くないものと考えられる。

よって，当審査会は，本件公文書における合計調定額については，公開することにより保育所入所事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは言えず，条例第７条第６号に該当しないと判断する。

⑶　以上により，「１　審査会の結論」のとおり判断する。

（参　考）

１　審議の経過

平成２５年　５月１４日　諮問
６月１１日　実施機関からの理由説明書の提出
７月　９日　異議申立人からの意見書の提出
７月２５日　実施機関の職員の理由説明（平成２５年度第４回会議）
８月２９日　審議（平成２５年度第５回会議）
１０月１５日　審議（平成２５年度第７回会議）

※　異議申立人から意見陳述の希望がなかったので，意見の聴取は行わなかった。

２　本件諮問について調査及び審議を行った部会

第２部会（部会長　市川　喜崇）